

公 告

次のとおり一般競争入札に付する。
令和8年2月17日

愛媛県立今治病院長
川上 秀生

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
電話交換業務委託
- (2) 業務の内容等
入札説明書及び仕様書等による。
- (3) 履行期間
令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
- (4) 履行場所
愛媛県立今治病院（愛媛県今治市石井町4丁目5番5号）
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、入札をする年度において製造の請負等に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 3(1)に示す提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (4) 愛媛県内に本社、本店（又は支店、営業所）を有する者。
- (5) 過去5年以内に、電話交換業務を受注した実績を有し、適切かつ確実に業務を履行できる者であること。

3 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書及び添付書類を次のとおり提出すること。入札参加申込書及び添付書類の提出のない者への参加は認めない。

- (1) 提出期間
公告の日から令和8年2月26日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）
- (2) 提出場所
愛媛県立今治病院 総務医事課 庶務係

〒794-0006 愛媛県今治市石井町4丁目5番5号

電話番号 0898-32-7111 (内線: 8215)

(3) 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99条)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。電送による提出は、認めない。

(4) 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、令和8年2月26日(木)午後5時15分までに、(2)に掲げる場所に必着のこと。

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先
3(2)に掲げる場所

(2) 入札説明書及び入札参加申込書の交付方法

次の方法で交付する。なお、受付期間は3(1)に掲げる期間とする。

ア 郵送による交付

郵送による交付を希望する旨を3(2)に連絡した者に対して、着払いで交付する。

イ 対面による交付

3(2)に掲げる場所で交付する。

ウ 電子メールによる交付

以下の連絡先に1(1)委託業務件名を題名として、交付を求める旨を記載した電子メールを送付したものに交付する。

E-mail: imabari-byoin@pref.ehime.lg.jp

(3) 現地説明

公告の日から令和8年2月26日(木)までの執務時間中、履行場所において随時現地説明を行うので、希望者は3(2)へ直接申し込むこと。

5 入札及び開札

(1) 入札書の提出先

開札日時に開札場所にて提出すること。

(2) 開札の日時及び場所

令和8年3月4日(水)10時15分

愛媛県今治市石井町4丁目5番5号

愛媛県立今治病院 2階講堂

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しな

かった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否
要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、次の事項に留意すること。

ア 本業務委託には、最低制限価格を設定する。

イ 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者は落札者となれないこととする。

(6) その他

詳細は入札説明書による。